



- Y 世界貿易組織(WTO)の関連協議文件中规定了国民待遇原则和内容,其基本含义是外国人在法律地位、诉讼程序以及投资等方面享有不低于本国人的待遇。对于服务贸易而言,通常是指每一成员方应在其承诺表所列服务部门或分部门中,根据该表内所述任何条件和资格,给与其他成员方的服务和提供者,就所有影响服务提供的措施而言,其待遇不低于给予其本国相同的服务和提供者。
- Y 对于《外商投资国际货物运输代理企业管理办法》【商务部令 2005 年第 19 号】第六条中“国民待遇”的理解,目前并没有法律法规进行明确解释,但我们认为,根据中国加入 WTO 的相关承诺以及 WTO 国民待遇原则的基本内容,其应是指在设立国际货运代理企业的注册资本和分公司设立方面,外商投资、港澳台投资与中国国内投资所适用的标准一致。因此我们理解,原来规范和适用于国内投资的《中华人民共和国国际货物运输代理业管理规定》第八条规定,自 2005 年 12 月 11 日起,作为国民待遇的标准统一、平等地适用于外商投资、港澳台投资与中国国内投资。
- Y 《中华人民共和国国际货物运输代理业管理规定》第八条规定如下:  
国际货物运输代理企业的注册资本最低限额应当符合下列要求:
- (一) 经营海上国际货物运输代理业务的,注册资本最低限额为 500 万元人民币;
  - (二) 经营航空国际货物运输代理业务的,注册资本最低限额为 300 万元人民币;
  - (三) 经营陆路国际货物运输代理业务或者国际快递业务的,注册资本最低限额为 200 万元人民币。
- 经营前款两项以上业务的,注册资本最低限额为其中最高一项的限额。  
国际货物运输代理企业每设立一个从事国际货物运输代理业务的分支机构,应当增加注册资本 50 万元。

す。

- Y 世界貿易機関(WTO)の關係協議書の中では国民待遇の原則と内容が規定されており、その基本的な意味とは、外国人が法的地位、訴訟手順及び投資等の方面で本国人を下回らない待遇を受けるのだということにあります。サービス貿易について言えば、通常は、それぞれの加盟国が約束表に列挙したサービス部門又は分部門の中で、その表に記されたすべての条件と資格に基づき、その他の加盟国のサービスとサービス提供者に対し、サービス提供に影響するすべての措置について言えば、その待遇はその本国と同一のサービスとサービス提供者のものを下回らないことをいいます。
- Y 「外商投資國際貨運代理企業管理弁法」【商務部令 2005 年第 19 号】第 6 条における「国民待遇」の解釈について、現在は法律法規では明確な解釈がされていませんが、我々は、中国 WTO 加盟の係る約束及び WTO 国民待遇の原則の基本的な内容に基づき判断するならば、それは國際貨運代理企業を設立するにあたっての登録資本金と分公司の設立の方面で、外商投資、香港マカオ台湾の投資が中国国内での投資の際に適用される基準と一致していることをいうはずであると考えます。したがって、我々は、もとの規範と国内投資に適用される「國際貨運代理管理規定」第 8 条では、2005 年 12 月 11 日より、国民待遇としての基準を統一させ、平等に外商投資、香港マカオ台湾投資と中国国内投資に適用することを規定しているのだと判断します。
- Y 「中華人民共和國國際貨運代理企業管理規定」第 8 条では次のように規定しています。  
國際貨運代理企業の登録資本金の最低限度額は以下の要求を満たしていなければならない。
- (一) 海上の國際貨運代理業務を取り扱う場合、登録資本金の最低限度額は 500 万人民币とする。
  - (二) 航空國際貨運代理業務を取り扱う場合、登録資本金の最低限度額は 300 万人民币とする。
  - (三) 陸路國際貨運代理業務又は國際クーリエ業務を取り扱う場合、登録資本金の最低限度額は 200 万人民币とする。

既出の 2 項以上の業務を取り扱う場合、登録資本金の最低限度額はそのうちの最も高い方の限度額とする。

國際貨運代理企業は、國際貨運代理業務を取り扱う分支機関を 1 つ設立するごとに、登録

- 資本金 50 万人民币元を増額しなければならない。
- I 经批准，外商投资国际货运代理企业可经营下列部分或全部业务：
- Y 订舱（船租、包机、包舱）、托运、仓储、包装；
  - Y 货运的监装、监卸、集装箱拼装拆箱、分拨、中转及相关的短途运输服务；
  - Y 代理报关、报验、报检、保险；
  - Y 缮制有关单证、交付运费、结算及交付杂费；
  - Y 国际展品、私人物品及过境货物运输代理；
  - Y 国际多式联运、集运（含集装箱拼箱）
  - Y 国际快递（不含私人信函和县级以上党政机关公文の寄递业务）
  - Y 咨询及其他国际货运代理业务。
- I 外商投资国际货物运输代理企业的设立审批和管理由商务主管部门负责。其中：
- Y 外商投资设立经营国际快递业务的国际货运代理企业，由商务部负责审批和管理；
  - Y 外商投资设立经营其它业务的国际货运代理企业，由各省、自治区、直辖市、计划单列市及新疆生产建设兵团商务主管部门（以下简称省级商务主管部门）负责审批和管理。
- I 设立外商投资国际货物运输代理企业的程序为：
- Y 第一步：投资者向上海市外国投资工作委员会提出申请并提交申报文件；  
申报文件为：
    - 申请书；
    - 项目可行性研究报告；
    - 设立外商投资国际货运代理企业的合同、章程，外商独资设立国际货运代理企业仅需提供章程；
    - 董事会成员名单及各方董事委派书；
    - 工商部门出具的企业名称预核准通知书；
    - 投资者所在国或地区的注册登记证明文件及资信证明文件。
  - Y 第二步：上海市外国投资工作委员会自收到申报文件 30 日内，作出同意或不同意的决定，经审查批准的，颁发《外商投资企业批准证书》；不予批准的，
- I 批准（認可）された後、外商投資国際貨運代理企業は下記の一部又は全部の業務を取り扱うことができます。
- Y 船腹予約（用船、チャーター機、チャーター船）、託送、倉庫保管、梱包
  - Y 貨物の荷揚げ、荷卸しの立会い、コンテナの積み入れ積み出し、小口配送、積み替え及び関連の短距離運輸サービス
  - Y 通関、検査、試験、保険の代理手続き
  - Y 関係書類、証書の作成、運賃支払い、雑費決済及び支払い
  - Y 国際展示品、個人の物品及び国境通過貨物の運輸代理
  - Y 国際複合輸送、集積輸送（コンテナ積み入れを含む）
  - Y 国際クーリエ（私信及び県級以上の党・政府機関の公文書の配達業務は含まない）
  - Y コンサルタント及びその他の国際貨運代理業務
- I 外商投資国際貨運代理企業の設立審査批准（認可）と管理は商務主管部門がその責で行うことになっています。そのうち、
- Y 外商が国際クーリエを取り扱う国際貨運代理企業を設立する場合は、商務部が審査批准と管理をその責で行います。
  - Y 外商がその他の業務を取り扱う国際貨運代理企業を設立する場合は、各省、自治区、直辖市、計画単列市及び新疆生産建設兵団商務主管部門（以下、省級商務主管部門といいますが）がその責で審査批准と管理を行います。
- I 外商投資国際貨運代理企業の設立の手順は以下の通りです。
- Y 第一ステップ：出資者が上海市外国投資工作委员会に申請を出し、申請書類を提出します。  
申請書類は次の通りです。
    - 申請用紙
    - プロジェクト F/S 報告書
    - 設立する外商投資国際貨運代理企業の契約書と定款、外商独資で国際貨運代理企業を設立する場合は定款だけが必要となります
    - 理事会メンバーの名簿及び各側の董事の委任状
    - 工商部門が発行した企業名称仮登記承認通知書
    - 出資者の所在する国又は地域の登録登記証明文書及び資産信用証明文書
  - Y 第二ステップ：上海市外国投資工作委员会

书面说明理由。

【注】

- 《国际货运代理企业批准证书》已被取消,外商投资设立国际货物运输代理企业,只需获取《外商投资企业批准证书》,而无需获取《国际货运代理企业批准证书》;
- 第二步中,若外商投资设立经营国际快递业务的国际货运代理企业,则由商务部负责审批和管理;若根据其他外商投资法律法规规定,超过省级商务主管部门审批权限的,上海市外国投资工作委员会应在对报送文件进行初审后,自收到全部申请文件之日起 15 日内上报商务部。商务部应收到全部申报文件 60 日内,作出同意或不同意的决定,经审查批准的,颁发《外商投资企业批准证书》;不予批准的,书面说明理由。

Y 第三步:获得批准设立的外商投资国际货物运输代理企业,在获取《外商投资企业批准证书》之后,应到工商行政管理部门办理注册登记手续。

会是申請書類を受け取ってから 30 日以内に、同意するかしない旨の決定を下し、審査の上これを批准(認可)する場合は、「外商投資企業批准證書」を交付し、批准(認可)しない場合は、書面でその理由を説明します。

【注】

- 「國際貨運代理企業批准證書」はすでに廃止され、外商が國際貨運代理企業を設立する場合には、「外商投資企業批准證書」だけを取得すればよく、「國際貨運代理企業批准證書」を取得する必要はありません。
- 第二ステップにおいて、もしも外商が國際クーリエを取り扱う國際貨運代理企業を設立する場合には、商務部がその審査批准と管理を行うこととなります。その他の外商投資に関する法律法規の規定に基づき、省級商務主管部門の審査批准の権限を超えるものについては、上海市外国投資工作委员会が申請書類についての 1 回目の審査を行った後で、全部の申請書類を受け取った日から 15 日以内に商務部に提出しなければならないとされています。商務部は全部の申請書類を受け取ってから 60 日以内に、同意するかしないか旨の決定を下し、審査の上これを批准(認可)する場合は、「外商投資企業批准證書」を交付し、批准(認可)しない場合は、書面でその理由を説明することになっています。

Y 第三ステップ:設立が批准(認可)された外商投資國際貨運代理企業は、「外商投資企業批准證書」を取得した後で、工商行政管理部门に赴き登録登記手続きを行わなければならないとされています。

I 设立的外商投资国际货物运输代理企业若经营无船承运业务,或者无船承运业务经营者在上海设立分支机构,仍需获取交通部颁发的《无船承运业务经营资格登记证》。

I 自 2005 年 12 月 11 日起,中国允许外商在中国境内设立独资的国际货物运输代理企业并介入航空货物运输代理领域。但国际货物运输代理企业若经营航空货物运输代理业务,必须在获取企业法人营业执照之后,获取中国民用航空总局或其地区行政管理机构颁发的《民用航空运输一类(或二类)销售代理业务经营许可证》。经咨询民用航空主管部门,目前,中国民用航空总局及其地区行政管理机构已停止办理企业申请一类或二类空运销售代理业务经营许可证的工作,今后,该项审批工作将移交中国航空运输协会(简

I 設立する外商投資國際貨運代理企業が NVOCC を取り扱うか、又は、NVOCC 取扱業者が上海に分支機構を設立する場合には、交通部が交付する「NVOCC 取扱資格登記証」を取得する必要があります。

I 2005 年 12 月 11 日より、中国は外商が中国域内に独資による國際貨運代理企業を設立し、航空貨運代理の分野に介入することを認める。ただし、國際貨運代理企業がもしも航空貨運代理業務を取り扱う場合には、企業法人営業許可証を取得した後で、中国民用航空総局又は他の地区の行政管理機関が交付する「民用航空運輸一類(又は二類)販売代理業務取扱許可証」を取得する必要があります。民用航空主管部門に確認を行ったところでは、現在、中国民用航空総局及びその他の地区の行政管理機構は企業が申請する一類又は二類の航空販売代理業務取扱許可証の手

称“中国航协”，2005年09月09日在北京成立，民航协会体制改革后成立的第一个民间社会团体）办理。

- I 商务部通过2005年第19号令发布的《外商投资国际货物运输代理企业管理办法》，已于2005年12月11日起施行。自2005年12月11日起，原《外商投资国际货物运输代理企业管理办法》（对外贸易经济合作部令【2002】第36号）和《〈外商投资国际货物运输代理企业管理办法〉补充规定》（商务部令【2003】第12号）一并废止。

兹作如上简要介绍。如果有任何疑问和需要进一步分析、调查之处等，请与我们联系，谢谢。

## 2. 《商务部关于委托地方部门审核外商投资商业企业的通知》等最新法律规定简介

(2005年12月21日制作)

### 一、《商务部关于委托地方部门审核外商投资商业企业的通知》

【发布单位】商务部  
【发布文号】商资函【2005】94号  
【发布日期】2005-12-09  
【生效日期】2006-03-01  
【内容概要】

自2006年03月01日起，商务部将把外商投资商业企业的部分审批事项委托省级商务主管部门和国家经济技术开发区管委会（以下简称地方部门）办理。

- I 由地方部门审批并报商务部备案的项目：
- Y 外商投资商业企业以从事零售业务（商品零售、自营商品进口、采购国内产品出口或其它相关配套业务）、从事批发业务或授予他人以特许经营方式开设店铺的方式从事分销业务的；但其中以下两项涉及的外商投资商业企业仍由地方部门报商务部审批：

続の処理を停止しており、今後は、当該審査批准作業は中国航空運輸協会（略称「中国航協」、2005年9月9日に北京に成立、民航協會体制改革後に成立した1つ目の民間社会团体です）にその処理を引き継がせることでした。

- I 商務部が2005年第19号令を採択して公布した「外商投資國際貨運代理企業管理弁法」は、すでに2005年12月11日より施行されています。2005年12月11日より、もとの「外商投資國際貨運代理企業管理弁法」（對外貿易經濟合作部令【2002】第36号）と「『外商投資國際貨運代理企業管理弁法』補充規定」（商務部令【2003】第12号）は共に廃止となりました。

以上、簡潔にご紹介させていただきますが、何かご質問があったり、更なる分析、調査が必要な箇所等ございましたら、当事務所までお問い合わせいただければと思います。

## 2. 「地方部門に外商投資商業企業の審査を委譲することについての商務部による通知」等の最新の法律規定の紹介

(2005年12月21日作成)

### 一、「地方部門（地方自治体）に外商投資商業企業の審査を委ねることについての商務部による通知」

【発布元】商務部  
【発布文書番号】商資函【2005】94号  
【発布日】2005-12-09  
【発効日】2006-03-01  
【内容の概要】

2006年3月1日より、商務部は外商投資商業企業の一部の審査批准事項を省レベルの商務主管部门と国家級技術開発区管理委員会（以下「地方部門」という）にその取扱を委ねます。

- I 地方部門が審査批准を行い、その結果を商務部に申し届出をする（つまり実際には地方部門が審査する）プロジェクトは以下の通りです。
- Y 外商投資商業企業が、小売業務（商品小売、自社取扱商品の輸入、国内製品を購入しての輸出又はその他の関連業務）、卸売業務又は他人に権限を付与するフランチャイズ経営により店舗を開設する方法で国内販売業務を取り扱う場合。但し、そのうち以下の2つの項目

- 经营方式涉及通过电视、电话、邮购、互联网、自动售货机等销售;
  - 分销商品涉及钢材、贵金属、铁矿石、燃料油、天然橡胶等重要工业原材料, 以及经营图书、报纸、期刊, 经营加油站从事成品油零售, 经营药品, 经营农药、农膜、化肥, 经营汽车, 经营粮食、植物油、食糖、棉花等商品。
- Y 从事零售业务的外商投资商业企业在其所在地省级行政区域内或国家级经济技术开发区内开设店铺, 符合一定关于店铺面积与店铺数量的规定条件的;

I 仍由商务部审批的项目:

- Y 上述蓝色字体部分;
- Y 通过并购方式设立外商投资商业企业的, 如果境内外企业被同一管理层所控制或其实际控制人同一人的

I 其他相关重要内容:

- Y 外商投资非商业企业申请增加分销经营范围的, 按此通知办理;
- Y 原由商务部批准设立的外商投资商业企业, 以及经商务部批准已增加分销经营范围的外商投资非商业企业的变更事项, 按此通知规定的审批权限办理。

二、《下放外商投资企业备案和批准证书发放管理权限、进一步简化审批程序等有关问题》

【发布单位】商务部  
 【发布文号】商务部公告 2005 年第 59 号  
 【发布日期】2005-11-14  
 【生效日期】2006-01-01  
 【内容概要】

自 2006 年 01 月 01 日起:

- I 国务院有关部门批准设立外商投资企业或变更, 应将企业批复文件(包括合同、章程等申报材料) 向企业所在地省级商务主管部门备案, 由省级人民政府颁发外商投资企业批准证书;
- I 国务院有关部门核准的新设外商投资项目, 合同、章程报企业所在地省级人民政府审批

に關係する外商投資商業企業は、引き続き地方部門が商務部に審査批准の申告を申し入れる(つまり実際には商務部が審査する)こととなります。

- 經營方式にテレビ、電話、通信販売、インターネット、自動販売機等を通しての販売が含まれる場合。
- 国内販売する商品が鋼材、貴金属、鉄鉱石、燃料油、天然ゴム等の重要な工業原材料、及び、図書、新聞、定期刊行物に關係したり、ガソリンスタンドを經營して製品油の小売を取り扱ったり、薬品や農薬、(農業用)マルチングフィルム、化学肥料、自動車、食糧、植物油、綿花等の商品を取り扱う場合。

Y 小売業務を取り扱う外商投資商業企業は同社が所在する省級の行政区域内又は国家級技術開発区内に店舗を開設する場合で、店舗面積と店舗数についての一定の規定条件に適合するもの。

I 引き続き商務部が審査批准することになるプロジェクトは以下の通りです。

- Y 上述した青字の箇所に該当するもの。
- Y 買収・合併の方式を通じて外商投資商業企業を設立する場合で、中国域内外の企業が同一の管理層から制御されている又は実際に支配権を握っている人物が同一人物である場合。

I その他の關係する重要な内容:

Y 外商投資非商業企業が經營範圍を追加する場合には、本通知に従い取扱が行われることとなります。

もともと商務部が批准して設立した外商投資商業企業、及び、商務部が批准して国内販売の經營範圍を追加している外商投資非商業企業の変更事項については、本通知で規定する審査批准の権限に基づき取扱が行われることとなります。

并颁发批准证书；

- I 对于本通知下发之前国务院有关部门已经批准设立的外商投资企业合同、章程的变更、发证等，一律报企业所在地省级商务主管部门批准并办理有关手续；

国务院投资体制改革决定确定的由商务部审批的外商投资项目，须报商务部批准；法律、法规对批准设立外商投资企业有专项规定的，按有关规定办。

3. 《中华人民共和国公司登记管理条例（2005年修订）》自2006年01月01日起施行

（2005年12月23日制作）

2005年12月18日，国务院总理温家宝签署了第451号国务院令，公布《国务院关于修改〈中华人民共和国公司登记管理条例〉的决定》。该决定自2006年01月01日起施行。《中华人民共和国公司登记管理条例》根据本决定作相应的修订，重新公布。

以下，为修改后的《中华人民共和国公司登记管理条例》的主要、重点的修改内容，供参考。其中，《中华人民共和国公司登记管理条例（2005年修订）》简称《2005年版条例》，修改前的《中华人民共和国公司登记管理条例》简称《1994年版条例》。

| 章节   | 主要、重点的修改内容   |
|------|--|
| 整体结构 | 修改前后的《中华人民共和国公司登记管理条例》保持了一致。《2005年版条例》仍为12章，分别为总则、登记管辖、登记事项、设立登记、变更登记、注销登记、分公司的登记、登记程序、年度检验、证照和档案管理、法律责任、附则。但条文数目从76条增至89条。                  |
| 总则   | 增加“申请办理公司登记，申请人应当对申请文件、材料的真实性负责”的规定。   |
| 登记管辖 | 将“外商投资的有限责任公司由国家工商行政管理局负责登记”修改为“外商投资的公司由国家工商行政管理总局负责登记”。<br>【注意】根据法律规定，外商投资的公司由国家工商行政管理总局负责登记。但实践中，省、自治区、直辖市工商行政管理局依据国家工商行政管理总局授权，也可以负责登记本辖区 |

3. 「中華人民共和國会社登記條例（2005年改正）」が2006年1月1日より施行

（2005年12月23日作成）

2005年12月18日、國務院の温家宝総理が第451号國務院令に署名し、「國務院による『中華人民共和國会社登記管理条例』改正についての決定」を公布しました。この決定は2006年1月1日より施行となります。「中華人民共和國会社登記管理条例」は本決定に基づき係る改正が行われ、新たに公布されました。

以下、ご参考まで、改正後の「中華人民共和國会社登記管理条例」の主要かつ重要な改正内容となります。その中で、「中華人民共和國会社登記管理条例（2005年改正）」は「2005年版条例」といい、改正前の「中華人民共和國会社登記管理条例」を「1994年版条例」といいます。

| 章節       | 主たる重要な改正内容   |
|----------|--|
| 全体としての枠組 | 改正前後の「中華人民共和國会社登記管理条例」は一致している。「2005年版条例」も12章であり、それぞれ総則、登記管轄、登記事項、設立登記、登記の変更、登録の抹消、分公司的登記、登記手順、年度検査、証明書と届出の管理、法的責任、附則である。但し、条文数は76条から89条に増えた。                 |
| 総則       | 「会社登記の手続を申請するためには、申請人は申請書類、材料の真实性について責任を負わねばならない」という規定が増えた。  |
| 登記管轄     | 「外商投資の有限責任公司是國家工商行政管理總局的責で登記する」が「外商投資の公司是國家工商行政管理總局的責で登記する」と改正される。<br>【注意】法律の規定によると、外商投資の公司是國家工商行政管理總局的責で登記するとされている。但し、実践の中では、省、自治区、直轄市工商行政管理局は、國家工商行政管理總局より |

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>内的外商投资的公司；设区的市（地区）工商行政管理局、县工商行政管理局以及直辖市的工商行政管理局分局、设区的市工商行政管理局的分局依据国家工商行政管理总局和省、自治区、直辖市工商行政管理局授权，也可以负责登记本辖区内的外商投资的公司。</p>   |
| <p>登记事项</p> | <p>Y 在公司的登记事项范围中增加“实收资本”与“有限责任公司股东或者股份有限公司发起人认缴和实缴的出资额、出资时间、出资方式”两项。</p> <p>Y 对于出资方式作了较大修改：股东的出资方式应当符合《公司法》第 27 条的规定。股东以货币、实物、知识产权、土地使用权以外的其他财产出资的，其登记办法由国家工商行政管理总局会同国务院有关部门规定。股东不得以劳务、信用、自然人姓名、商誉、特许经营权或者设定担保的财产等作价出资。</p> <p>【附】《公司法》第 27 条：<br/>第二十七条 股东可以用货币出资，也可以用实物、知识产权、土地使用权等可以用货币估价并可以依法转让的非货币财产作价出资；但是，法律、行政法规规定不得作为出资的财产除外。<br/>对作为出资的非货币财产应当评估作价，核实财产，不得高估或者低估作价。法律、行政法规对评估作价有规定的，从其规定。<br/>全体股东的货币出资金额不得低于有限责任公司注册资本的百分之三十。</p> <p>Y 增加“公司的经营范围由公司章程规定，并依法登记。公司的经营范围用语应当参照国民经济行业分类标准。”的规定。</p> |

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>付与された権限により、本管轄区内の外商投資の会社の登記をその責で行うこともできる。区を設置した市（地区）の工商行政管理局、県工商行政管理局及び直轄市の工商行政管理局は国家工商行政管理総局と省、自治区、直轄市工商行政管理局より付与された権限により、本管轄区内の外商投資の会社の登記をその責で行うこともできる。</p>  |
| <p>登記事項</p> | <p>Y 会社の登記事項の範囲の中に「払込資本金」と「有限責任公司の出資者又は股份有限公司の発起人が払い込みを確認した及び実際に払い込みをした出資額、出資日、出资方式」という 2 つが追加された。</p> <p>Y 出资方式についてかなり大きな改正が行われた：出資者の出资方式は「会社法」第 27 条の規定に合致しなければならない。出資者は貨幣、現物、知的財産権、年使用権以外の他の資産で出資する場合、その登記方法は国家工商行政管理総局が國務院関係部門と共に規定する。出資者は労働、信用、自然人の氏名、のれん、フランチャイズ経営権又は担保を設定した資産等を価格を決めて出資してはならない。</p> <p>【附】「会社法」第 27 条：<br/>第二十七条 出資者は貨幣で出資することができ、現物、知的財産権、土地使用権等をもって貨幣で評価することができ、また、法に基づき譲渡できる非貨幣財産をもって評価のうえ出資することができる。ただし、法律、行政法规が出資する資産としてはならないと規定している場合は除く。<br/>出資とする非貨幣資産は評価し価格を決め、資産を確かめなければならない。高く評価したり又は低く評価してはならない。法律、行政法规で評価し価格を決めることについて規定がある場合は、その規定に従う。<br/>全部の出資者の貨幣出資金額は有限責任公司の登録資本の 30% を下回ってはならない。</p> <p>Y 「会社の経営範囲は会社の定款で規定し、法に従い登記する。会社の経営範囲の用語は国民経済業界分類基準を参照しなければならない。」という規定が増えた。</p> |

|          |   |
|----------|---|
| 設立<br>登記 | <p>Y 在申请设立有限责任公司时需要提交的文件中增加“股东首次出资是非货币财产的,应当在公司设立登记时提交已办理其财产权转移手续的证明文件”一项,并规定,“外商投资的有限责任公司的股东首次出资额应当符合法律、行政法规的规定,其余部分应当自公司成立之日起2年内缴足,其中,投资公司可以在5年内缴足。”</p> <p>Y 在申请设立股份有限公司时需要提交的文件中增加“董事会指定代表或者共同委托代理人的证明”一项,并规定“以募集方式设立股份有限公司的,还应当提交创立大会的会议记录;以募集方式设立股份有限公司公开发行股票,还应当提交国务院证券监督管理机构的核准文件。”</p>   |
|          | <p>Y 在公司申请变更登记时需要提交的文件中增加“变更登记事项依照法律、行政法规或者国务院决定规定在登记前须经批准的,还应当向公司登记机关提交有关批准文件”一项。</p> <p>Y 修改公司增加或减少注册资本的规定,增加公司变更实收资本的规定:</p> <p>- 关于公司增加或减少注册资本的规定:<br/>公司变更注册资本的,应当提交依法设立的验资机构出具的验资证明。<br/>公司增加注册资本的,有限责任公司股东认缴新增资本的出资和股份有限公司的股东认购新股,应当分别依照《公司法》设立有限责任公司缴纳出资和设立股份有限公司缴纳股款的有关规定执行。股份有限公司以公开发行新股方式或者上市公司以非公开发行新股方式增加注册资本的,还应当提交国务院证券监督管理机构的核准文件。<br/>公司法定公积金转增为注册资本的,验资证明应当载明留存的该项公积金不少</p> |
| 变更<br>登记 |   |

|           |  |
|-----------|--|
| 設立<br>登記  | <p>Y 有限责任公司的設立を申請する場合、提出しなければならない書類の中に「出資者の初めての出資が貨幣財産である場合、会社設立登記の際にその財産移転手続をすでに行ったことの証明書類を提出する」という一項が増え、また、「外商投資の有限責任公司の出資者の初めての出資額は法律、行政法律の規定に適合してなければならない、その残りの部分は会社が設立した日から2年以内に十分に払い込まなければならない、そのうち、投資会社は5年以内に十分に払込みをすればよい。」と規定している。</p> <p>Y 股份有限公司の設立を申請する場合、提出しなければならない書類の中に「董事会が指定する代表又は共同で委託する代理人の証明」という一項が増え、また、「募集方式で股份有限公司を設立する場合、大会を興すことの議事録も提出しなければならない。募集方式で股份有限公司を設立し、株券を公開發行する場合は、國務院証券監督管理機關の認可書類も提出しなければならない」と規定している。</p> |
|           | <p>Y 会社が登記の変更を申請する際に提出しなければならない書類の中に、「登記の変更について、法律、行政法規又は國務院の決定に基づき、登記前に批准を受けなければならない場合は、会社の登記機關に係る批准書類を提出しなければならない」という一項が増えた。</p> <p>Y 会社の登録資本金を総額又は減額する規定を改正し、会社が払込資本を変更することの規定を追加した:</p> <p>- 会社が登録資本金を総額又は減額することについての規定:<br/>会社が登録資本金を変更する場合、法に従って設立した資本金監査機關が作成する資本金監査証明を提出しなければならない。<br/>会社が登録資本金を増額する場合、有限責任公司が払込を認める新たに増額する資本金の出資及び股份有限公司の出資者が購入を認める新たな株券について、それぞれ「会社法」における有限責任公司を設立するにあたっての出資金の払込と股份</p>                              |
| 登記<br>の変更 |  |

|  |   |   |
|--|---|---|
|  | <p>于转增前公司注册资本的25%。<br/>公司减少注册资本的,应当自公告之日起45日后申请变更登记,并应当提交公司在报纸上登载公司减少注册资本公告的有关证明和公司债务清偿或者债务担保情况的说明。<br/>公司减资后的注册资本不得低于法定的最低限额。</p> <p>- <u>关于公司变更实收资本的规定:</u><br/>公司变更实收资本的,应当提交依法设立的验资机构出具的验资证明,并应当按照公司章程载明的出资时间、出资方式缴纳出资。公司应当自足额缴纳出资或者股款之日起30日内申请变更登记。</p> <p>Y 增加公司变更经营范围的规定: 公司的经营范围中属于法律、行政法规或者国务院决定规定须经批准的项目被吊销、撤销许可证或者其他批准文件,或者许可证、其他批准文件有效期届满的,应当自吊销、撤销许可证、其他批准文件或者许可证、其他批准文件有效期届满之日起30日内申请变更登记或者依照本条例第六章的规定办理注销登记。</p> <p>Y 增加“公司登记事项变更涉及分公司登记事项变更的,应当自公司变更登记之日起30日内申请分公司变更登记”的规定。</p> <p>Y 修改公司因合并、分立引起的变更登记的规定(包括修改申请登记的时间、申请登记应提交的文件内容),修改后的内容为: 公司合并、分立的,应当自公告之日起45日后申请登记,提交合并协议和合并、分立决议或者决定以及公司在报纸上登载公司合并、分立公告的有关证明和债务清偿或者债务担保情况的说明。法律、行政法规或者国务院决定规定公司合并、分立必须报经批准的,还应当提交有关批准文件。</p> <p>Y 增加关于公司申请撤销变更登记的规定。</p> | <p>有限公司を設立するにあたって株券発行費用の払込の関係規定に基づき執行しなければならない。股份有限会社が新規株券を公開発行する方式又は上場企業が新規株券を非公開発行する方式で登録資本金を増額する場合は、國務院証券監督管理機關の認可書類を提出しなければならない。</p> <p>会社の法定積立金を登録資本金の増額へと振り替える場合は、出資監査証明に記載される残りの当該積立金は振り替えを行う前の登録資本金の25%より少くなくてはならない。</p> <p>会社が登録資本金を減額する場合、公告の日から45日後に登記変更の申請を行うとし、会社が新聞に会社が登録資本金を減額する公告を掲載した関係する証明と会社の債務を全額弁済又は債務の担保設定状況についての説明を提出しなければならない。</p> <p>会社が減資した後の登録資本金は法で定める最低限度を下回ってはならない。</p> <p>- <u>会社が払込資本を変更することについての規定:</u><br/>会社が払込資本を変更する場合、法に従って設立した出資監査機関が作成する出資監査証明を提出し、また、会社の定款に記載する出資日、出资方式に基づき出資金を払い込まなければならない。会社は出資金又は株券発行費用を充分な額払い込んだ日から30日以内に登記の変更申請をしなければならない。</p> <p>Y 会社が経営範囲を変更することについての規定を追加した:<br/>会社の経営範囲の中に法律、行政法规又は國務院の決定が批准を受けねばならないと定めているプロジェクトが、營業許可証の取り上げ、許可証又はその他の認可証の抹消又はその他の認可書類又は許可証の有効期間が満了を迎えた日から30日以内に登記の変更の申請、又は、本条例第六章の規定に照らして、登記の取消手続を行わなければならない。</p> <p>Y 「会社登記事項の変更」に分公司の</p> |
|--|---|---|

|        |  |        |  |
|--------|--|--------|--|
|        |  |        | <p>登記事項の変更が関連してくる場合は、会社の登記変更の日から30日以内に分公司の登記変更の申請をしなければならない」という規定が追加された。</p> <p>Y 会社が合併、分立することで発生する登記の変更についての規定が改正され(登記申請の時間、登記申請の際に提出すべき書類の内容を含む)、改正後の内容は以下の通り:<br/>会社の合併、分立については、公告した日から45日後に登記を申請し、合併協議と合併、分立決議又は決定及び会社が新聞上に会社の合併、分立の公告を掲載した係る証明と債務全額弁済又は債務担保設定状況の説明を提出しなければならない。法律、行政法规又は国务院の決定で会社の合併、分立には批准を受けなければならないと定めている場合は、係る認可書類を提出しなければならない。</p> <p>Y 会社の登記取消変更についての規定を追加した。</p> |
| 注销登记   | <p>Y 明确规定: 公司解散, 依法应当清算的, 清算组应当自成立之日起10日内将清算组成员、清算组负责人名单向公司登记机关备案。</p> <p>Y 修改了公司申请注销登记的情形及申请注销登记时需要提交的文件内容。</p>   | 登記の抹消  | <p>Y 次の内容を明確に規定した: 会社の解散、法に従い清算すべき場合は、清算委員会は成立した日から10日以内に清算委員会のメンバー、清算委員会の責任者の名簿を会社の登記機関に届け出なければならない。</p> <p>Y 会社の登記取消を申請する状況及び登記取消を申請する際に提出する必要のある書類の内容が改正された。</p>  |
| 分公司的登记 | <p>Y 修改公司申请设立分公司需要提交的文件内容, 将原来需提交的“由公司登记机关加盖公章的《企业法人营业执照》复印件”修改为“加盖公章公司印章的《企业法人营业执照》复印件”。</p> <p>Y 增加“公司应当自分公司登记之日起30日内, 持分公司的《营业执照》到公司登记机关办理备案”的规定。</p> | 分公司的登記 | <p>Y 会社が分公司の設定を申請する際に提出が必要な書類の内容が改正され、もともと提出が必要であった「会社の会社登記機関が印鑑を押捺した『企業法人営業許可証』のコピー」が「会社の印鑑を押捺した『企業法人営業許可証』のコピー」へと改正された。</p> <p>Y 「会社は分公司を登記した日から30日以内に、会社の「営業許可証」をもって会社登記機関に届出なければならない」という規定が追加された。</p>  |
| 登记程序   | <p>Y 增加申请公司、分公司登记的申请提出方式, 规定“申请公司、分公司登记, 申请人可以到公司登记机关提交申请, 也可以通过信函、电报、电传、传真、电子数据交换和电子邮件等方式提出申请。通过电报、电传、传真、电子数据交换和电子邮件等方式提出申请的, 应当提供申请人</p>               | 登記手順   | <p>Y 会社、分公司の登記の申請提出方式が追加され、「会社、分公司の登記の申請には、申請人は会社登記機関に赴き申請を提出することができ、書簡、電報、テレックス、ファックス、電子データの交換及び電子メール等の方法で申請を提出することもできる。電報、テレックス、ファックス、電子データ交換</p>  |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>の联系方式以及通讯地址。”</p> <p>Y 对公司登记机关的受理程序作出较大修改。(详见《2005 年条例》第 52、53、54、55 条)</p> <p>Y 修改公司向公司登记机关缴纳的登记费的计算标准,修改后的规定为“公司办理设立登记、变更登记,应当按照规定向公司登记机关缴纳登记费。领取《企业法人营业执照》的,设立登记费按注册资本总额的 0.8%缴纳;注册资本超过 1000 万元的,超过部分按 0.4%缴纳;注册资本超过 1 亿元的,超过部分不再缴纳。”</p> <p>Y 取消公众查阅、复制公司登记事项时需要交纳的查阅、复制费。</p>  |
| 年度检验    | 修改公司年度检验的日期,修改后的公司年度检验的日期为每年的 3 月 1 日至 6 月 30 日。   |
| 证照和档案管理 | 增加“公司登记机关依法作出变更登记、注销登记、撤销变更登记决定,公司拒不缴回或者无法缴回营业执照的,由公司登记机关公告营业执照作废”的规定。   |
| 法律责任    | <p>此章修改较大,对公司因违法而受到的处罚作出了较多调整。其中,重点内容为:</p> <p>Y 对公司因超越经营范围从事经营活动,不再规定具体的处罚内容。删除《1994 年条例》中“公司超出核准登记的经营范围从事经营活动的,由公司登记机关责令改正,并可处以 1 万元以上 10 万元以下的罚款;情节严重的,吊销营业执照”的规定。</p> <p>Y 公司变更经营范围涉及法律、行政法规或者国务院决定规定须经批准的项目而未取得批准,擅自从事相关经营活动,情节严重的,吊销营业执照。</p> <p>Y 公司未依照本条例规定办理有关备案的,由公司登记机关责令限期办理;逾期未办理的,处以 3 万元以下的罚款。</p> <p>Y 对资产评估、验资或验证的机构提供虚假材料的行为作出了处罚规定。</p> |

|           |   |
|-----------|---|
|           | <p>及び電子メール等の方式で申請を出す場合、申請人の連絡方式及び通信住所を提供しなければならない。」と規定された。</p> <p>Y 会社登記機関の受理手順が大きく改正された。(詳細は「2005 年条例」第 52、53、54、55 条を参照)</p> <p>Y 会社が会社登記機関に納付する登記料の計算基準が改正され、改正後の規定は次のようになる。「会社が登記、登記の変更の手続を行う場合は、規定に従い、会社の登記期間に登記料を納付しなければならない。「企業法人営業許可証」を受け取る場合は、設立登記料は登録資本金総額の 0.8%で納付する。登録資本金が 1000 万円を超える場合は、超えた部分を 0.4%で納付する。登録資本金が 1 億円を超える場合は、超えた部分は納付しない。」</p> <p>Y 公衆が会社登記事項を調査閲覧、複製する際に納付しなければならない調査閲覧、複製料が取り消された。</p> |
| 年度検査      | 会社の年度検査の日付が改正され、改正後の会社年度検査の日付は毎年の 3 月 1 日から 6 月 30 日までとなった。   |
| 証明書と届出の管理 | 「会社登記機関が法に従って登記の変更、登記の取消、登記変更の取消の決定を下し、会社が営業許可証の引渡しを拒むか、引渡しができない場合、会社登記機関が営業許可証の無効の公告をする」という規定が追加された。   |
| 法的責任      | <p>この章節は改正箇所が大きく、会社が違法のために受ける処罰についてかなり多くの調整をしている。その中で、重要な内容は以下の通り:</p> <p>Y 会社が経営範囲を逸脱して経営活動に従事したことについて、具体的な処罰内容は改めて規定しない。「1994 年条例」における、会社が登記を認可された経営範囲を逸脱して経営活動に従事した場合、会社登記機関が是正を命じ、1 万元以上 10 万元以下の罰金を科すことができ、情状が深刻な場合は、営業許可を取り消す」という規定は削除された。</p> <p>Y 会社の経営範囲の変更が、法律、行政法規又は国务院の決定で認可を受けなければならないと定められていることに関連してくるが、その認可を取得しておらず、無断で係る経営活動に従事し、情状が深刻な場合は、営業許可を取り消す。</p> <p>Y 会社が本条例の規定に従って係る届出手続を行っていない場合、</p>      |

|    |   |
|----|---|
|    |   |
| 附則 | <p>Y 将“外商投资的有限责任公司的登记,适用本条例”修改为“外商投资的公司的登记适用本条例”。</p> <p>Y 增加“法律、行政法规或者国务院决定规定设立公司必须报经批准,或者公司经营范围中属于法律、行政法规或者国务院决定规定在登记前须经批准的项目,由国家工商行政管理总局依照法律、行政法规或者国务院决定规定编制企业登记前置行政许可目录并公布”的规定。</p> |

上述列举内容,为主要、重点的修订内容,未包含所有的修订的内容。

#### 4. 全国人大常委会确立 2006 年立法计划,将安排审议 39 件法律草案

(2005 年 12 月 29 日制作)

全国人大常委会委员长会议日前通过了《全国人大常委会 2006 年立法计划》。立法计划项目共分为三类。

根据这一立法计划,2006 年全国人大常委会将安排审议的法律草案达 39 件,如下所示:

- I 第一类:安排各次常委会会议初次审议的法律案共 16 件。
  - Y 其中需要制定的法律案为:反洗钱法、突发事件应对法、反垄断法、禁毒法、城乡规划法、企业所得税法、劳动人事争议仲裁法、电信法、侵权责任法、促进就业法;
  - Y 其中需要修订的法律案为:合伙企业法、义务教育法、邮政法、未成年人保护法、预算法、食品卫生法。

|    |  |
|----|--|
|    | <p>Y 会社登記機関が期限を設定した上で行うよう命じ、期限が過ぎても行わない場合は、3 万元以下の罰金を科す。</p> <p>Y 資産評価、出資監査又は検査検証の機関が虚偽の材料を提供する行為について処罰規定を設けた。</p>   |
| 附則 | <p>Y 「外商投資の有限責任会社の登記は、本条例を適用する」を「外商投資の会社の登記には本条例を適用する」と改正した。</p> <p>Y 「法律、行政法規又は國務院の決定で会社の設立が必ず批准を受けなければならない、又は会社の經營範圍の中で法律、行政法規又は國務院の決定で登記前に批准を受けなければならないと規定しているプロジェクトに該当する場合、国家工商行政管理總局が法律、行政法規又は國務院の決定の規定に基づき企業登記の前置的行政許可目錄を編成し、公布する」</p> |

上記に列挙した内容は、主たる重要な改正内容であり、すべての改正内容を含んでいるものではありません。

#### 4. 2006 年に全国人民代表大会常務委員会が採択審議を予定している法律草案は合計 39 件あります

(2005 年 12 月 29 日作成)

先頃、中国全国人民代表大会常務委員会委員長會議にて「全国人大常委会 2006 年立法計画」が採択されました。

この立法契約に基づくと、2006 年に全国人民代表大会常務委員会が採択審議を予定している法律草案は合計 39 件あります。

- I 第一種類:各回の常務委員会會議に採択審議に提出する予定の法律草案は合計 16 件あります。
  - Y 未公布の法律草案:不正資金洗浄(マネーランドリング)禁止法、緊急事件應對法、独占禁止法、麻薬禁止法、都市・町計画法、企業所得税法、労働人事爭議仲裁法、電信法、權利侵害責任法、就業促進法
  - Y 改正計画ある法律草案:パートナー企業

法、義務教育法、郵政法、未成年人保護法、預算法、食品衛生法

- I 第二类：已开始审议但尚未通过，2006 年将继续安排审议的法律案共 9 件。
    - Y 其中需要制定的法律案为：物权法、企业破产法、监督法、农产品质量安全法、劳动合同法、行政强制法、护照法、刑法修正案（六）；
    - Y 其中需要修订的法律案为：审计法。
  
  - I 第三类：在法律草案或立法时机成熟时将安排审议的法律案共 14 件。
    - Y 其中需要制定的法律案为：国有资产法、国防动员法、农民专业合作社组织法、海岛保护法、自然保护区法；
    - Y 其中需要修订的法律案为：村民委员会组织法、城市居民委员会组织法、人民法院组织法、人民检察院组织法、反不正当竞争法、建筑法、科学技术进步法、兵役法、律师法。
- I 第二種類：採択審議手続きが開始したがまだ採択されておらず、2006 年に引き続き採択審議に提出する法律草案は合計 9 件あります。
    - Y 未公布の法律草案：物権法、企業破産法、監督法、農産品品質安全法、労働契約法、行政強制法、パスポート法、刑法改正案（六）
    - Y 改正計画ある法律草案：監査法
  
  - I 第三種類：立法時機に応じて採択審議に提出する法律草案は合計 14 件あります。
    - Y 未公布の法律草案：国有資産法、国防動員法、農民合作經濟組織法、海島保護法、自然保護区法
    - Y 改正計画ある法律草案：村民委員會組織法、都市居民委員會組織法、人民法院組織法、人民檢察員組織法、反不正當競爭法、建築法、科學技術進步法、兵役法、弁護士法